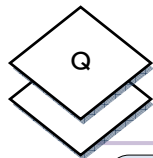




労働相談Q & Aで解決！

外国人労働者支援②



雇用した外国人労働者には、日本の労働関係法令は適用されるのでしょうか。

A 日本国内で就労する限り国籍を問わず、原則として労働関係法令や社会保険関係法令は適用されます。

解説はこちら

- 労働関係法令や社会保険関係法令は国籍に関わらず適用されるため、事業主はこれらを遵守しなければなりません。
- 労働基準法第3条では、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」と規定されており、外国人であることを理由に労働条件面で差別することは許されません。
- また、外国人が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、厚生労働省では「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。

どうすれば？

- 法令や指針をご確認の上、国籍を問わず労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、能力を発揮しつつ就労できるよう、適切に対処しましょう。
- 外国人労働者の労働条件に関する詳細は、甲府労働基準監督署内外国人労働者相談コーナーへお問い合わせください。
- 外国人の雇用管理や雇用保険に関する詳細は、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。
- 外国人が、国民年金、厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる場合があります。詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- 年金の取扱いは、日本と相手国との社会保障協定の内容や発効状況、労働者の派遣期間によって異なる部分があります。詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 甲府労働基準監督署

電 話 055 (224) 5616

◎ 山梨県内のハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク甲府（甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡）

電 話 055 (232) 6060

ハローワーク富士吉田（富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）

電 話 0555 (23) 8609

ハローワーク大月（大月市、上野原市、北都留郡）

電 話 0554 (22) 8609

ハローワーク都留（都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村）

電 話 0554 (43) 5141

ハローワーク塩山（山梨市、甲州市）

電 話 0553 (33) 8609

ハローワーク韮崎（韮崎市、北杜市）

電 話 0551 (22) 1331

ハローワーク鰍沢（南巨摩郡、西八代郡）

電 話 0556 (22) 8689

◎ やまなし外国人相談支援センター

〒400-0862 甲府市朝気1-2-2 山梨県立国際交流・多文化共生センター内

電 話 055 (222) 3390

相談時間 9:00~17:00 (火曜日~土曜日 (祝日・年末年始を除く))

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/kokusai-tabunka/info/sodan/index.html>